

クーリング・オフ制度を活用しましょう

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などで契約してしまった場合でも、一定期間内であれば、違約金などを払うことなしに契約を解除できる制度です。

※店舗での購入や通信販売には適用されません。



ハガキ1枚で
簡単に解決できます！

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	令和〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社〇〇 □□営業所 担当者〇〇〇〇氏
支払った代金〇〇〇円を速やかに返金し、 商品を引き取ってください。	
令和〇年〇月〇日 福井県〇〇市〇〇町 氏名 〇〇〇〇	



クーリング・オフの方法

- ①契約書面等を受取った日から8日または20日以内(例外もあります)に、書面(ハガキ等)または電磁的方法(メール等)で通知する。
- ②書面は両面をコピーし、特定記録郵便または簡易書留で送付する。
電子メールの場合は、送信メールを保存。ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォームやSNS等の場合は画面のスクリーンショットを保存する。
- ③クレジット契約をした場合は、クレジット会社(信販会社)へも通知する。

他にも、契約の取消し、中途解約、損害賠償請求などができる場合があります。ぜひご相談ください。

困った時にはまず相談！

い や や
消費者ホットライン **188** へお電話を！

(最寄りの消費生活センターにつながります)



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1
(AOSSA 7階)

☎ 0776-22-1102

※相談受付 9:00~17:00(祝日・年末年始以外、土日にも相談に応じます)

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112
(つばき回廊業務棟3階)※第3日曜日は休館

☎ 0770-52-7830

靈感商法・開運商法に関しては、

法テラス・靈感商法等対応ダイヤル ☎ 0120-005931



みんなでなくそう！ 「悪質商法」消費者トラブル

あなたのやさしい「見守り」が高齢者の安全・安心を守ります



消費トラブルの気づきのポイント

- ☑ 宅配便や郵便物が頻繁に届いている
- ☑ 見知らぬ業者がよく出入りしている
- ☑ 不自然な工事を繰り返ししている
- ☑ お金に困っている様子が見られる
- ☑ 見慣れない商品や名刺、パンフレットがある
- ☑ 開けていない段ボール箱がある
- ☑ 同じような商品が必要以上にある



このような変化が見られたら、
消費者トラブルに巻き込まれている恐れがあります。

高齢者を狙う悪質商法の特徴

～誰もが被害にあいやすく、見えにくい。だからこそ見守りが大切～

★3つの“不安”につけこんでいきます



「経済的な不安」、「健康への不安」、「孤独による不安」など
高齢者なら誰でもがかかえやすい不安に悪質業者はつけこんでいきます。

★消費者の“心理と行動”をあやつります

- **だまされたことに気が付かない**
親身に話を聞いてもらううちに相手を信頼してしまい、悪質業者だと気づかないことがあります。
- **だまされたことを隠す**
「だまされたことが恥ずかしい」「自分が悪い」「周囲に迷惑をかけたくない」と思い、被害にあったことを隠そうとする場合があります。
- **相談する相手がいない**
家に1人でいることが多く、相談する相手が近くにいないと、なかなか相談できません。

誰もが不安につけ込まれやすく、被害が見えにくいのが高齢者の消費者被害。
だからこそ周囲の見守りが大切です。

消費者トラブルを防ぐために 私たちができること

1. 日頃からのコミュニケーションを大切に

家族やご近所の方などと日頃からコミュニケーションをはかりましょう。多くの人が接して気にかけることで、ささいな変化に気づくことができます。

2. 被害に気づけるよう手口を知っておく

高齢者の方の変化や被害にいち早く気づけるように、悪質商法の手口を知っておくことも大切です。

早期連絡が
ポイント!



身近にひそむトラブル



フィッシング詐欺

送信者を詐称した電子メールを送り付けたり、偽の電子メールから偽のホームページに接続させたりするなどの方法で、重要な個人情報盗み出す手口



定期購入トラブル

お試しのつもりで商品を購入したら、定期購入だった。解約したいが、すぐには解約できず回数分購入しないと解約ができない



ネガティブ・オプション

商品を勝手に送りつけ、支払義務があると勘違いさせて代金を支払わせようとする手口



靈感商法(開運商法)

不運や先祖のたたりなどの話をして不安を煽ったうえで、祈祷を勧めたり、ツボ・印鑑などを売りつける手口

3. 様子の変化に気づいたら...

本人に、何があったのか、事実を確認しましょう

消費者被害が疑われたら、相談を勧めましょう

・消費者トラブル
・相談先がわからない場合

消費生活センター



連携

弁護士会

・詐欺被害

警察